

# 介護保険に関する法人事業税の取扱いについて

三重県

法人事業税の非課税分を算定する際に、介護保険に関して支払を受けた金額（被保険者が負担する額を含む）の取扱いは、基本的に下記のとおりとします。（法72の23②V、取通事業税4の7の5）  
 （以下 介護保険法→「介」）

## ＜益金または損金に算入しない事業＞

益 金 又 は 損 金 に 算 入 し な い 事 業	居宅介護サ ービス費 (介4①)	訪問看護	居宅要介護者について、その者の居宅において看護師その他省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助（介8④）
		訪問リハビリテーション	居宅要介護者について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション（介8⑤）
		居宅療養管理指導	居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局（以下「病院等」という。）の医師、歯科医師、薬剤師その他省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、省令で定めるもの（介8⑥）
		通所リハビリテーション	居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション（介8⑧）
		短期入所療養介護	居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設その他の省令で定める施設に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うこと（介8⑩）
	介護予防サ ービス費 (介5③)	介護予防訪問看護	居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師その他省令で定める者により、省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助（介8の2④）
	介護予防訪問リハビリテーション	居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション（介8の2⑤）	
	介護予防居宅療養管理指導	居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師その他省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、省令で定めるもの（介8の2⑥）	
	介護予防通所リハビリテーション	居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション（介8の2⑧）	
	介護予防短期入所療養介護	居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うこと（介8の2⑩）	

益 金 又 は 損 金 に 算 入 し な い 事 業	施設介護サ ービス費 (介48)	介護保健施設サービス (介護老人保健施設)	介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話(介8⑩)
		介護療養施設サービス (介護療養型医療施設)	知事が指定する介護療養型医療施設(「指定介護療養型医療施設」)により行われる介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療(介8⑪)

注：1 上記以外のものは益金、損金に算入します。

2 利用者が負担するおむつ代、日常生活サービス費、時間外の利用等は益金、損金に算入します。

3 平成17年10月より全額自己負担となった居住費・食費(食材料費と調理費)・滞在費は益金、損金に算入します。また、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」・「特定入所者支援サービス費」も益金、損金に算入します。

### <益金または損金に算入する事業>

益 金 又 は 損 金 に 算 入 す る 事 業	居宅介護サ ービス費 (介41)	訪問介護	居宅要介護者について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、省令で定めるもの(夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。)(介8②)
		訪問入浴介護	居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護(介8③)
		通所介護	居宅要介護者について、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター、老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと(認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)(介8⑦)
		短期入所生活介護	居宅要介護者について、特別養護老人ホーム、養護老人ホームその他これらに準ずる施設又は老人短期入所施設に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと(介8⑨)
		特定施設入居者生活介護	特定施設(有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、地域密着型特定施設でないもの)に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話(介8⑪)
		福祉用具貸与	居宅要介護者について福祉用具(日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るために用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのもの)のうち政令で定めるところにより行われる貸与(介8⑫)

介護予防サービス費 (介53)	介護予防訪問介護	居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、介護福祉士その他政令で定める者により、省令で定める期間にわたり行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって、省令で定めるもの（介8の2②）
	介護予防訪問入浴介護	居宅要支援者について、その介護予防を目的として、その者の居宅を訪問し、省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護（介8の2③）
	介護予防通所介護	居宅要支援者について、その介護予防を目的として、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター又は老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（介護予防認知症対応型通所介護に該当するものを除く）（介8の2⑦）
	介護予防短期入所生活介護	居宅要支援者について、特別養護老人ホーム、養護老人ホームその他これらに準ずる施設又は老人短期入所施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うこと（介8の2⑨）
	介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設（介護専用型特定施設を除く。）に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話（介8の2⑪）
	介護予防福祉用具貸与	居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして政令で定めるところにより行われる貸与（介8の2⑫）
地域密着型介護サービス費 (介42の2)	小規模多機能型居宅介護	居宅要介護者について、その者の心身の状況、環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（介8⑯）
	夜間対応型訪問介護	居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、省令で定めるもの（介8⑮）
	認知症対応型通所介護	居宅要介護者であって認知症であるものについて、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター又は老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（介8⑯）

地域密着型 介護サービス費 (介42の2)	認知症対応型共同生活介護	要介護者であって認知症であるもの(認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと(介8⑯)
	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設(有料老人ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他省令で定める者に限られるもののうち、その入居定員が29人以下であるもの)に入居している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話(介8⑰)
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム(入所定員が29人以下)であって、入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設)に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話(介8⑱)
地域密着型 介護予防サービス費 (介54の2)	介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は働く省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと(介8の2⑲)
	介護予防認知症対応型通所介護	居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター又は老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと(介8の2⑳)
	介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援者であって認知症であるもの(認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うこと(介8の2㉑)
施設介護サービス費 (介48)	介護福祉施設サービス (介護老人福祉施設)	介護老人福祉施設とは、特別養護老人ホーム(入所定員が30人以上)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設をいい、「介護福祉施設サービス」とは、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話(介8㉒)

益 金 又 は 損 金 に 算 入 す る 事 業	介護老人保健施設、介護療養型医療施設の利用料収益のうち、利用者が負担する理美容料、日常生活サービス費、室料差額等	
	特定入所者介護サービス費（介51の2）、特定入所者介護予防サービス費（介57）、	所得の状況その他の事情をしん酌して省令で定めるものが、特定介護サービスを受けたときに、当該「特定介護保険施設等」における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在に要した費用について支給するもの（利用者の負担軽減）
	居宅介護支援 (居宅介護サービス計画費（介46）、 特例居宅介護サービス計画費（介47）) 介護予防支援 (介護予防サービス計画費（介58）、 特例介護予防サービス計画費（介59）)	介護保険より給付されるケアプラン作成料
	介護認定調査受託料（各市町村から支給される介護認定調査の受託料）	
	利用者が負担する食材料費、おむつ代、日常生活サービス費、時間外の利用等	
	その他の利用料収益（死体の処置等、居宅介護サービス以外の利用者等からの利用料収益）	
その他の事業収益（上記いずれにも属さない利用者等からの利用料）		